鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第65号

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 の一部を改正する条例

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)	(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)
第2条 略	第2条略
2 及び 3 略	2 及び 3 略
4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給	4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給
料月額の100分の145に相当する額に、6月に支給す	料月額の100分の145に相当する額に、6月に支給す
る場合においては100分の139、12月に支給する場合	る場合においては100分の139、12月に支給する場合
においては <u>100分の132</u> を乗じて得た額に、6月1日	においては <u>100分の148</u> を乗じて得た額に、6月1日
又は12月 1 日以前 6 月以内の期間におけるその者の	又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の
在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の	在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の
4 第 2 項の表に定める割合を乗じて得た額とする。	4 第 2 項の表に定める割合を乗じて得た額とする。
5 略	5 略

第2条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

る場合においては100分の131、12月に支給する場合

においては100分の140を乗じて得た額に、6月1日

又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の

在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)	(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)
第2条 略	第2条 略
2 及び3 略	2 及び 3 略
4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給	4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給
料月額の100分の145に相当する額に、6月に支給す	料月額の100分の145に相当する額に、6月に支給す

る場合においては100分の139、12月に支給する場合

においては100分の132を乗じて得た額に、6月1日

又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の

在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の

5 略

別表第1(第2条、第4条関係)

	区分		報酬	州又は給料の額
知事			月額	1,207,000円
副知事			月額	900,000円
教育委員会	委員·	委員長		191,000円
の委員	委員	(教育長	月額	156,000円
	であ	る者を除		
	<.)		
選挙管理委	委員·	長	月額	144,000円
員会の委員	委員		月額	114,000円
監査委員	常勤	の監査委	月額 <u>548,000円</u> を超え	
	員		ない範囲内において	
			知事が定める額	
	非常	議会の議	月額	89,000円
	勤の	員のうち		
	監査	から選任		
	委員	された監		
		查委員		
		識見を有	月額	228,000円
		する者の		
		うちから		
		選任され		
		た監査委		
		員		
人事委員会	委員·	長	月額	191,000円
の委員	委員		月額	156,000円
労働委員会	会長		月額	191,000円
の委員	公益	委員	月額	156,000円
	使用	者委員及	月額	135,000円
	び労	動者委員		
収用委員会	会長		月額	99,000円
の委員	委員		月額	81,000円
海区漁業調	会長		月額	44,000円
整委員会の	委員		月額	37,000円
委員				
内水面漁場	会長		月額	31,000円
管理委員会	委員		月額	28,000円
の委員				
公安委員会			月額	191,000円
の委員	委員		月額	156,000円
略			I	
鳥取県男女	共同参	画推進員	1日	こつき <u>18,000</u>

4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。 4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。 5 略

別表第1(第2条、第4条関係)

	区分			報酬又は給料の額		
知事			月額	1,244,000円		
副知事				928,000円		
教育委員会	委員-	 長		197,000円		
の委員	委員	(教育長		161,000円		
		る者を除				
	<.					
選挙管理委			月額	148,000円		
員会の委員	委員			118,000円		
監査委員	常勤	の監査委		 65,000円を超え		
	員		ない範囲内において			
			知事が定める額			
	非常	議会の議		92,000円		
		員のうち				
		から選任				
		された監				
		查 香 香 員				
			月額	235,000円		
		する者の				
		うちから				
		選任され				
		た監査委				
		員				
人事委員会	委員-			197,000円		
の委員	委員			161,000円		
労働委員会				197,000円		
	公益	 委員		161,000円		
	使用	 者委員及		139,000円		
		動者委員				
			月額	102,000円		
の委員	委員			83,000円		
海区漁業調				45,000円		
整委員会の						
委員	~~		月額			
内水面漁場	会長		月額	32,000円		
管理委員会				29,000円		
の委員	· ·					
公安委員会	委員長		月額	197,000円		
の委員	委員			161,000円		
略						
鳥取県男女共同参画推進員 1日につき 19,000						
1			ı ·			

略		略

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和34年鳥取県条例第42号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(給与)	(給与)
第2条 略	第2条 略
2 及び 3 略	2 及び 3 略
4 教育長の期末手当の額は、給料月額の100分の145	4 教育長の期末手当の額は、給料月額の100分の145
に相当する額に、6月に支給する場合においては	に相当する額に、6月に支給する場合においては
100分の139、12月に支給する場合においては <u>100分</u>	100分の139、12月に支給する場合においては <u>100分</u>
<u>の132</u> を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以	<u>の148</u> を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以
前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般	前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般
職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とす	職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とす
ర .	ర 。

第4条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改正前
(給与)	(給与)
第2条 略	第2条 略
2 教育長の給料の額は、月額73万9,000円を超えな	2 教育長の給料の額は、月額 <u>76万2,000円</u> を超えな
い範囲内において教育委員会が知事と協議して定め	い範囲内において教育委員会が知事と協議して定め

- る。
- 4 教育長の期末手当の額は、給料月額の100分の145 4 教育長の期末手当の額は、給料月額の100分の145 に相当する額に、6月に支給する場合においては 100分の131、12月に支給する場合においては100分 <u>の140</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以 前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般 職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とす る。
- る。
- - に相当する額に、6月に支給する場合においては 100分の139、12月に支給する場合においては100分 の132を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以 前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般 職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とす る。

この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、平成21年12月1日から施